

プラスチック資源の循環に向けた支援の充実に関する意見書

プラスチックは、その有用性から様々な製品や容器包装などに利用されており、現代社会に不可欠な素材である。一方、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などへの対応を契機として、国内におけるプラスチック資源の循環を一層促進する重要性が高まってきている。

本市においても、昨年度に行った海洋プラスチックごみの実態調査では、ラムサール条約に登録されてから今年で20周年を迎え、貴重な自然が残る藤前干潟におけるごみの9割以上がプラスチックごみとの調査結果が出るなど、総合的なプラスチック対策を進めていくことが必要となっている。

こうした中、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行された。同法においては、事業者の分別リサイクルの取組等が盛り込まれるとともに、地方公共団体によるプラスチック製容器包装にプラスチック製品を加えたプラスチック資源のリサイクルが掲げられていることから、プラスチック類の焼却量が直接的に削減され、脱炭素社会の実現に大きく寄与することが期待されている。

一方で、容器包装リサイクル法において、地方公共団体の大きな負担となっている分別収集・選別保管の経費に加え、新たに加わるプラスチック製品については再商品化に係る経費も地方公共団体の負担とされていることから、さらなる経費負担の増大が懸念されている。

また、焼却工場の整備等に充てられている循環型社会形成推進交付金については、当該焼却工場に搬入を行う全ての地方公共団体においてプラスチック資源のリサイクルを行うことが新たに交付要件として加わっているため、他の地方公共団体の廃棄物を受け入れている地方公共団体の施設整備に影響が生じることが危惧される。さらに、プラスチック資源を受け入れる事業者の施設整備を促進するためには、受入事業者に対する補助制度のさらなる拡充が必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、プラスチック資源の循環の円滑な促進を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 プラスチック製品のリサイクルに係る経費に関し、地方公共団体が新たに負担することとなる経費について、必要な財政措置を講ずること。
- 2 循環型社会形成推進交付金の交付要件について、地方公共団体ごとの事情に即した柔軟な対応ができるよう、要件の緩和を行うこと。
- 3 プラスチック資源の受入事業者への補助制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月7日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
環境大臣



宛（各通）